

人事院規則一五―一六（東日本大震災に対処するための人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の特例）の規定による人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の読替表

<p>読替後（平成二十三年十二月三十一日までの間に限る。）</p>	<p>（特別休暇） 第二十二條 勤務時間法第十九條の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において五日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、イに掲げる活動を行う場合にあつては、七日）の範囲内の期間</p> <p>イ 東日本大震災の被災地又はその周辺の地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>五 十八 （略）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>第二十五條 各省各庁の長は、病氣休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第二十七條第一項において同じ。）の請求について、勤務時間法第十八條に定める場合又は第二十二條第一項各号（規則一五―一六（東日本大震災に対処するための人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。</p>
<p>読替前</p>	<p>（特別休暇） 第二十二條 勤務時間法第十九條の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において五日の範囲内の期間</p> <p>イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>五 十八 （略）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>第二十五條 各省各庁の長は、病氣休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第二十七條第一項において同じ。）の請求について、勤務時間法第十八條に定める場合又は第二十二條第一項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。</p>